

6. 遡り調査について

『全国がん登録届出マニュアル2026』 P63～67

遡り調査とは

死亡診断書を作成した病院等に対し、法律に基づく一定の期間内に当該がんに関する届出が行われなかったものとして、遡って届出を求めること。どこの医療機関からもがんの届出が出ておらず、死亡診断書ではじめてがんの情報が分かった場合、死亡診断書に記載されている医師の医療機関へ遡り調査票を送ります。

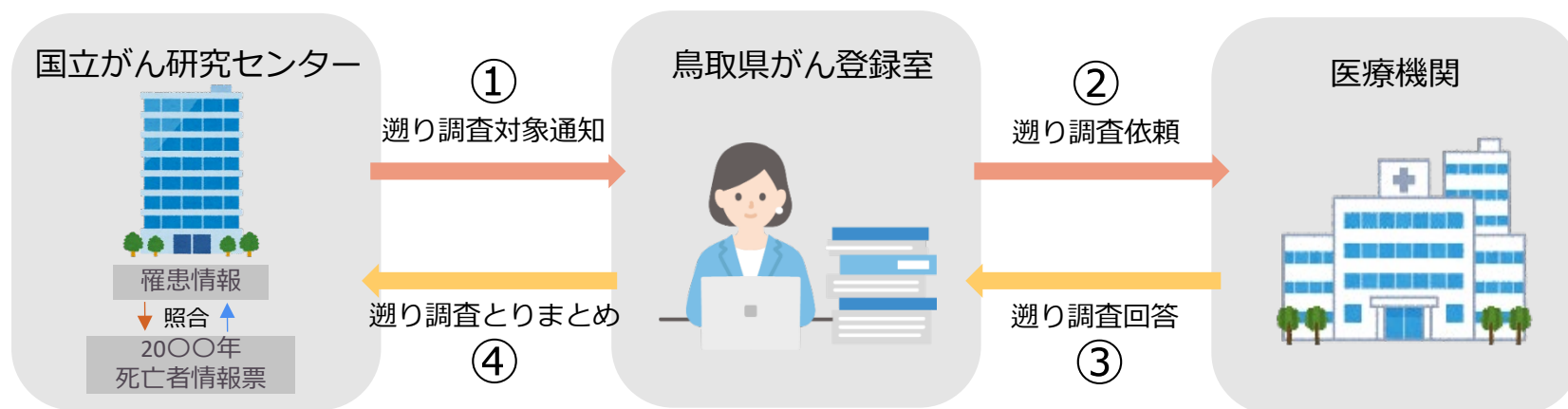
全国がん登録開始後の死亡（2016年1月1日以降に死亡した症例）
についての遡り調査は、**回答義務があります。**
調査は毎年行われます。（令和8年度は8月～10月予定です）

がん情報について記載する場合
項目の定義や記載方法は全国がん登録届出に準じます。

2016年以降に死亡された方についての遡り調査から
オンラインによる回答も選択が可能となりました。

遡り調査について - 概要と大まかな流れ -

死亡者情報票で初めて把握されたがん（DCN症例）について、死亡診断書を記載した医療機関に、その原発性のがん罹患に関する情報の回答をお願いするものです。



※「がん登録の推進に関する法律」の範囲となる症例は、回答（届出）の義務があります。

死亡診断書と死亡者情報票

市区町村において各届出書及び死亡診断書等に基づいて死亡票等の調査票が作成され、保健所、都道府県で調査票の審査が行われ、厚生労働省で人口動態統計として取りまとめられています。がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票には、この市区町村が作成する人口動態調査票死亡票の情報を共通で用いられます。

遡り調査の対象となるもの

ある患者様の“がん”について...

A
病
院



がんの
罹患情報あり

がんはあったが
届出なし

B
病
院



死亡情報
(死亡診断書)のみ
受診はない

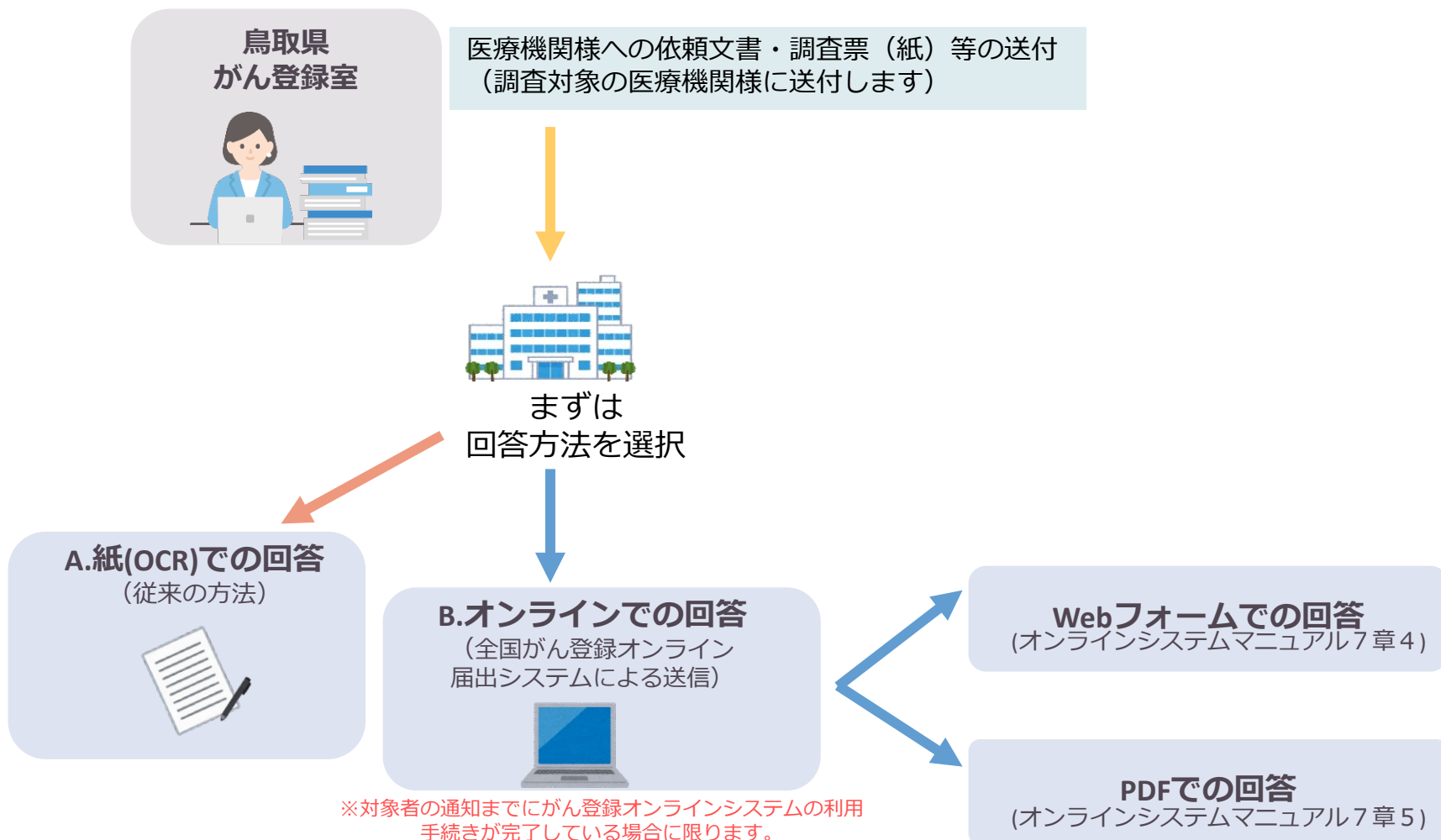
死亡診断票に
“がん”の
記載あり

がん登録の届出が県内のどの医療機関からも得られていない場合、死亡診断書を記載した医療機関（B病院）に情報の提供をお願いする調査です。

(B病院に調査票を送付)



遡り調査への対応の流れ - 回答方法の選択 -



- 調査対象となった医療機関様に、調査票をお送りします。
- これまでがん登録オンラインシステムを利用し届出票を提出されたことのある場合は、紙以外に、オンラインシステムを用いて回答することが可能です。（電子遡り調査）
- オンラインが利用可能であっても、紙で回答していただいても問題ありません。

A.紙(OCR)で回答する場合

(従来の方法)

遡り調査への対応の流れ - A.紙(OCR)での回答の場合 -

調査票がレターパックライトで届きましたら、医療機関名、調査対象者数、該当する対象患者について確認します。

調査票の「死亡診断書のがんについて」の区分を判断し記入します。

- ①、②であればがん情報も記入
- ③～⑥であれば区分のチェックのみで終了

回答文書に必要な事項を記入します。 **(お問い合わせ先となるご担当者名をお忘れなく)**

遡り調査票と同封のレターパックライトに入れて返送してください。

〒680-8585 鳥取市戎町317番地
鳥取県健康対策協議会 ○○宛

やむをえず締め切りに間に合わないという場合は、がん登録室にご連絡ください。

鳥取県がん登録室：TEL.0859-38-6103

遡り調査への対応の流れ - まずはここから -

全国がん登録遡り調査票

複製禁止 0F12345678 6
F001-201601-1 事務局使用欄 7 氏登録等

死亡診断書に記載のがんに関する情報の追加・修正票出

1. 通常回答
2. 死亡診断書に記載のがんは調査票の内容とは異なる⇒死亡診断書に記載のがんを以下の調査票に記入
下記に該当する場合、以下の調査票の記入は必要ありません
3. 死体検案 4. 死亡診断書には調査対象のがんの記載なし 5. 調査対象者の該当なし
6. 調査対象種別の詳細診療情報なし(主たる診断・治療病状名)

①診療録番号
②カナ氏名
③氏名
④性別
⑤生年月日
⑥診断種別
⑦病性
⑧原発部位
⑨病理診断
⑩診断施設
⑪治療施設
⑫診断情報
⑬診断日
⑭発見経緯
⑮進捗度・治療前
⑯進捗度・後進歩的
⑰観血的治療
⑱観血的治療の範囲
⑲放射線療法
⑳化学療法
㉑内分泌療法
㉒その他治療
⑳死亡日

まずは「死亡診断書のがんについて」欄の記入からスタートします。



「死亡診断書のがんについて」の区分が1もしくは2の場合は青枠のがん情報について記入してください。

「死亡診断書のがんについての区分が3～6となる場合は青枠のがん情報の記入は不要です。(赤枠内のみ)」

死亡診断書のがんについて - 区分の簡易解釈 -

調査票のとおり情報あり

1. 通常回答

→該当する患者がいる。

遡り調査票に書いてあるがんについて診療情報を有している。

調査票のがんの情報に修正あり

2. 死亡診断書に記載のがんは調査票の内容とは異なる

→該当する患者がいる。

但し、遡り調査票に書いてあるがんとは部位や病理組織型が異なる。

例：【調査票：肺癌】 → 【自施設の情報：肝癌】

【調査票：扁平上皮癌】 → 【自施設の情報：線癌】

これらに該当する場合は調査票のがん情報欄への記入をお願いします。



ポイント

- 姓名漢字やがん情報等に修正がある場合は**見え消し**での修正をお願いします。
- 氏名のカナ表記について、濁音は1つのマスにまとめて記載してください。

~~「○○癌」~~ → 「××癌」

氏	ト	ツ	トリ	
名	ゴ	ロ	ウ	

左詰め



B.オンラインで回答する場合

がん登録オンラインシステム (GTOL) 利用マニュアル 医療機関ユーザー向け
http://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/registration_hospital/e-rep/online/materials.html 7章参照

1. Webフォームで実施 (マニュアル7.4参照)

2. PDFで回答 (マニュアル7.5参照)

遡り調査の流れ

-遡り調査の流れは、下記のとおりです-

<Webフォームで実施する場合>

1. 遡り調査の通知案内→『7.2』参照
 - ・メール受信（件名：【がん登録オンラインシステム(GTOL)】遡り調査のご連絡
2. GTOLへの接続→『7.3』参照
 - ・VPNに接続
 - ・GTOLにサインイン
3. 遡り調査票の入力→『7.4』参照
 - ・遡り調査票一覧から対象の調査票を選択
 - ・Webフォームで調査票を入力・保存
 - ・入力完了した調査票を提出
4. 届出状況の確認→『7.6』参照
5. 遡り調査の完了

<PDFで実施する場合>

1. 遡り調査の通知案内→『7.2』参照

- ・メール受信（件名：【がん登録オンラインシステム(GTOL)】遡り調査のご連絡)

2. GTOLへの接続→『7.3』参照

- ・VPNに接続
- ・GTOLにサインイン

3. 遡り調査票ファイルのダウンロード→『7.5.1』参照

- ・遡り調査票ファイルダウンロード指示
- ・メール受信（件名：【がん登録オンラインシステム(GTOL)】遡り調査ファイルの作成完了のお知らせ）
- ・遡り調査票ファイルダウンロード
- ・ダウンロードした遡り調査票ファイルに届出内容を入力

4. 作成済み遡り調査票ファイルのアップロード→『7.5.2』参照

- ・メール受信（件名：【がん登録オンラインシステム(GTOL)】遡り調査ファイルのアップロード完了のお知らせ）

ご注意 - オンラインでの回答送信について -

回答期限に間に合わない場合は、鳥取県がん登録室にご連絡ください。
鳥取県がん登録室：TEL.0859-38-6103

回答期限を過ぎますと、オンライン届出システムによる送信は不可能となります。 PDFファイルを紙に印刷し、回答を手書きで記入後、追跡サービス付きの方法でがん登録室に送付してください。

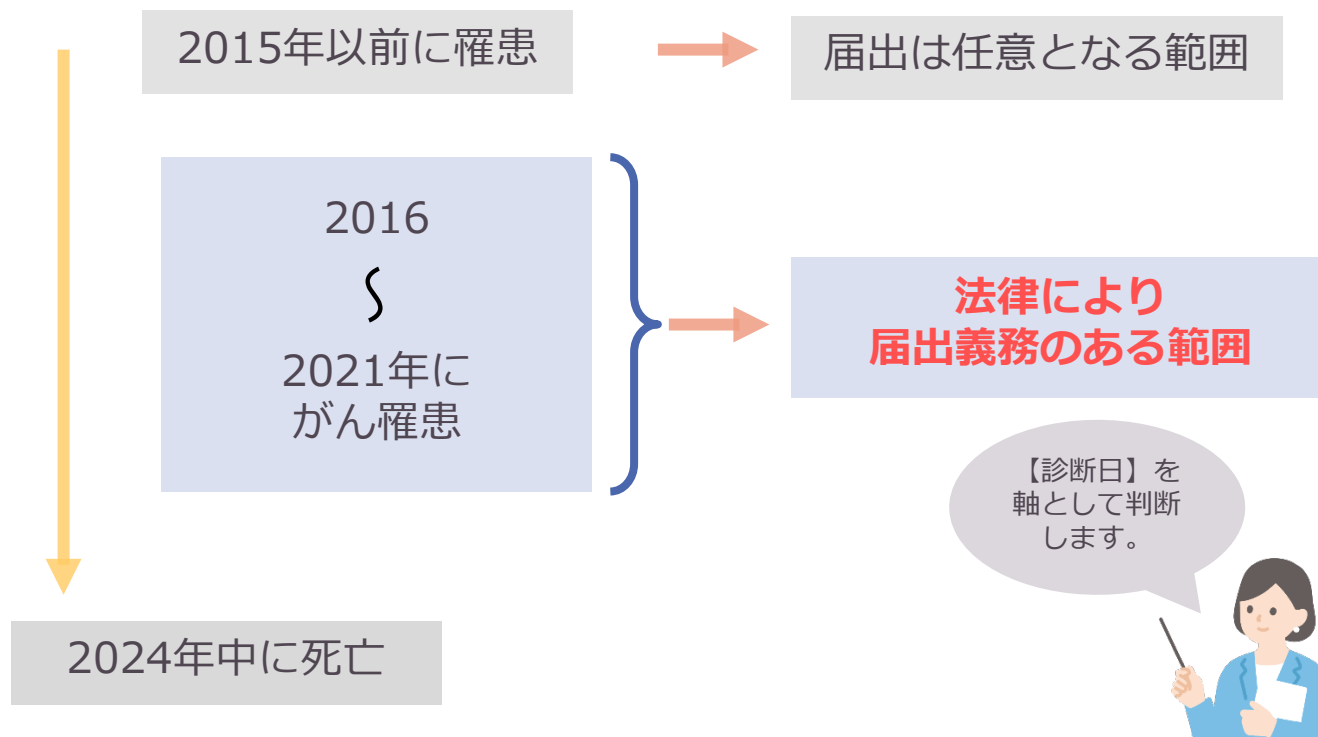
【送付先】〒683-8503 米子市西町86番地 鳥取大学医学部 環境予防医学分野内
全国がん登録 鳥取県がん登録室

遡り調査届出申請書（PDFファイルの一番初めのページ）の【管理者氏名】欄には、**登録室からのお問い合わせの際にご対応いただける方のお名前、部署、電話番号の記載をお願いいたします。**

通常の届出と異なり、**遡り調査では電子遡り調査票ファイルを保存したUSBメモリ、CD-Rをがん登録室に郵送していただくことはできません。**
（紙を郵送か、オンライン届出システムで送信かのどちらかになります。）

A,B 共通 注意点等

調査回答（届出）義務の範囲について



- 「遡り調査」は、死亡者情報票に端を発した、届出漏れの可能性の指摘と確認作業であり、（法6条、法14条、法16条）。遡り調査への回答は“少し遅れて届出をする”という作業と同じ意味を持ちます。
- このため、調査対象のうち「がん登録等の推進に関する法律」によって届出（回答）が義務付けられているのは、がん登録における【診断日】が2016年1月1日以降となる症例です。
- よって、2016年よりも前の症例は、厳密には届出（回答）は任意となりますが、がん統計の精度向上のため、可能な限り全ての症例について回答をお願いいたします。

遡り調査の回答区分と対応チャート

遡り調査票の患者に該当する診療情報はありますか？

→ ない

「死亡診断書のがんについて」欄の
「5.調査対象者の該当なし」
を選択してください。

↓ ある

該当する患者に、**がん・脳腫瘍**の診療情報がありますか？

↓ ある

遡り調査票に記載されたもの以外にも、**別の原発性のがん・脳腫瘍**の診療情報がありますか？

↓ あるが、
調査票と異なる

「死亡診断書のがんについて」欄の
「2.死亡診断書に記載のがんは調査票の内容とは異なる」を選択し、遡り調査票の該当箇所を正しく選択、入力してください。

↓ あるが、
死亡検案

「死亡診断書のがんについて」欄の
「3.死亡検案」を選択してください。

↓ あるが、
詳細不明

「死亡診断書のがんについて」欄の
「6.調査対象腫瘍の詳細診療情報なし」を選択してください。
(可能であれば、主たる診断・治療病院名も入力)

↓ ない

診療情報にがん・脳腫瘍の情報は無く、他の疾患であると考えられる場合は「死亡診断書のがんについて」欄の
「4.死亡診断書には調査対象のがんの記載なし」を選択してください。

↓ ある

別の原発性のがん・脳腫瘍についても、情報の提出が必要です。調査票とは別に届出票を作成し提出をお願いします。

↓ ない

該当する患者について、**遡り調査票に必要事項を記入後**、ご返送ください。
(「死亡診断書のがんについて」欄：1.通常回答)

【参考】 遡り調査についてのQ&A



遡り調査のQ&A

Q. 今年度だけの調査ですか。

A. 毎年行われます。

Q. 非常に古い罹患情報となりますが、提出は必要ですか？

A. 罹病時期や期間を問わず、ご提出をお願いいたします。

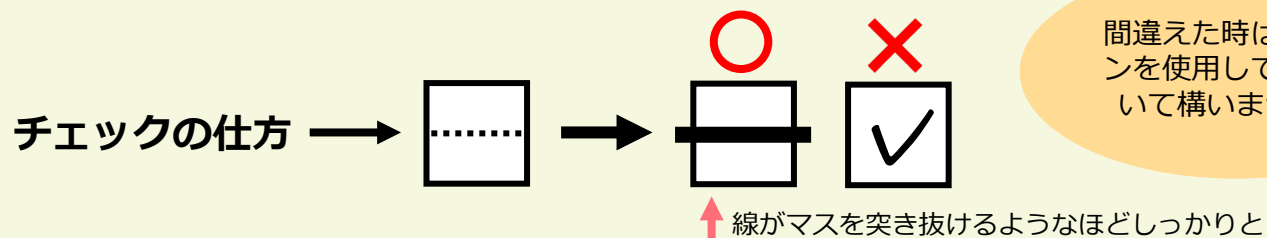
Q. 調査票は、医師が記入するのですか？

A. 医師以外の方が記入されても結構です。

(記載内容について登録室より問い合わせる場合は、『回答文書』に記載された担当者へ行きます。)

Q. 紙帳票に記入する筆記用具はボールペンでよいですか。
(OCRで回答の場合)

A. 調査票はスキャナによる読み取りを行いますので、太めの黒いペンが望ましいです。



Q. 調査票の項目はすべて記入しなければなりませんか？

A. 該当する対象者、がんの診療情報がある場合は、記載が必要です。
各項目の記載方法は、「全国がん登録届出マニュアル2026」
に準じます。

Q. 遡り調査中に記載のあった、がん・脳腫瘍以外の、がん登録届出対象となる腫瘍の診療履歴がありました。どのように提出すればよいですか。

A. 遡り調査票とは別に新規に届出票を作成し、提出をお願いします。ただし、原発性のものに限りませのでご注意ください。

Q. 診断時は県外に在住しており、治療中に鳥取県に転居しその後死亡した患者については、どのように記載すればよいですか。

A. 診断時の県外住所ならびにがん情報を記載し、返送してください。その際、備考欄に経緯の記載をお願いいたします。

Q. 原発部位が“肺”として遡り調査票が届きましたが、当院では肝癌の診療歴のみ存在します。肝癌が肺に転移している情報は存在し、肝癌の情報はすでに提出済みですがどうすればよいですか。

A. 遡り調査票における「死亡診断書のがんについて」欄の「2.死亡診断書に記載のがんは調査票の内容とは異なる」にチェックをし、原発部位、病理診断名欄を肝癌のものに訂正して返送してください。
その際、併せて備考欄に経緯の記載をお願いいたします。

Q. 該当する患者がいません。

A. 調査票に記載された該当患者がない場合は、「死亡診断書のがんについて」欄の「5.調査対象者の該当なし」にチェックをし、返送してください。
がん情報の項目の記入は必要ありません。

Q. 記載の患者について、過去に届出票を提出済みです。

A. 遡り調査票出力のタイミング、届出票・死亡票の照合等が原因と考えられます。調査票には備考欄に経緯の記載をお願いいたします。（届出提出済みなど）

Q. 記載の患者について、がんの情報はなく、他疾患（非腫瘍性疾患）の誤りだと思われます。

A. 遡り調査票における「死亡診断書のがんについて」欄の「4.死亡診断書には調査対象のがんの記載なし」にチェックをし、返送してください。がん情報の項目の記入は必要ありません。

Q. 生年月日、住所、原発部位等は一致しますが、氏名の記載が違います。

A. 同一人物であると思われる（外国籍・婚姻等による改姓等）、確認ができる場合は、貴院で登録している氏名を（ ）書きにして提出してください。その際、併せて備考欄に経緯の記載をお願いいたします。

Q. 遡り調査票に記載されている「がん」が、当院では確定診断に至っていないものはどうすればよいですか。

A. 遡り調査票における「死亡診断書のがんについて」欄の「4.死亡診断書には調査対象のがんの記載なし」にチェックをし、返送してください。その際、併せて備考欄に経緯の記載をお願いいたします。その他の調査票項目の記入は必要ありません。